



【確定給付企業年金】

確定拠出年金（DC）の拠出限度額引上げに伴う 確定給付企業年金（DB）の規約変更について

[平成21年7月30日付 PENSION NEWS](#)でご案内のとおり、平成22年1月1日付確定拠出年金法施行令改正により確定拠出年金拠出限度額（以下「DC拠出限度額」という。）の引上げが行われますが、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課より、同施行令改正に伴うDBの規約変更について連絡がありましたのでご案内させていただきます。

以下の条件を満たすDB制度では、DCの拠出額が増加し、その結果DBの給付額が減少することとなります。

- ・DB、DC両方の制度を実施。
- ・退職金制度内でDC拠出限度額を上回る部分をDBの給付額とする給付設計。
- ・DC制度の拠出上限額（以下、「DC拠出上限額」という）の引き上げを行う。

この場合において、現行DB規約が以下①・②のようなケースは、DB規約等において、それぞれ以下の対応が必要となります。

- ① DB規約に「23,000円」を上回る額を支給する旨記載されている、又は、退職金規程に「23,000円」を上回る額をDBで調整する旨の記載があり、同規程を引用している場合
⇒「23,000円」を「25,500円」へ変更する規約変更が必要となります。
なお、退職金制度が現行の給付設計を維持する場合は給付減額となります。

- ② 退職金規程に「DC拠出限度額」を上回る額をDBで調整する旨の記載があり、同規程を引用している場合
⇒・DC拠出限度額が変更されると自動的に給付減額となってしまうため、DB規約又は退職金規程に「25,500円」と明記し、自動的に給付減額とならないよう、DCの拠出額の引き上げと同じ時期に規約変更が必要となります。
・なお、退職金制度が現行の給付設計を維持する場合は給付減額となります。

なお、③DC拠出上限額の引き上げを行わない場合でも、上記②に相当する記載となっているケースでは、規約変更を必要とする場合が有ります。

- (注) ・ 給付減額となる変更を行う場合は所定の手続きが必要となります。
 ・ 手続きの詳細等については別途確認中です。

以上を整理すると、大きく以下のパターンに分かれます。

DC 拠出上限額の 取扱い	DB 規約及び 退職金規程 の記載内容	規約又は退職金規程 の変更	給付減額手続き ※
DC 拠出上限額を 引き上げる	①のケース	「23,000 円」を 「25,500 円」へ 変更が必要	必要
	②のケース	「DC 拠出限度額」を 「25,500 円」へ 変更が必要	必要
DC 拠出上限額を 引き上げない	①のケース	不要	不要
	③のケース	「DC 拠出限度額」を 「23,000 円」へ 変更が必要	不要

※ 退職金制度 (DB+DC) が現行の給付設計を維持する場合

- (注) 規約変更や退職金規程変更の要否については、制度内容によっては取扱いが異なる場合がありますので、実際の要否については各厚生局へご確認願います。

以 上